

1. レジ袋削減への取組の経緯

- 石川県では、消費者・市民団体の代表である社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議（以下、パートナーシップ会議。）との連携の下、平成 19 年 6 月に、全国に先駆けて食品スーパー及び百貨店とレジ袋削減にかかる最初の三者協定を締結。
- その後も、コンビニエンスストア、ドラッグストア、クリーニング店、書店と、順次、協定を締結する業種を拡大し、レジ袋削減の取組を推進してきた。
- 更に、平成 23 年 11 月には、家電量販店、ホームセンター、商店街の新たな業種を含む 8 事業者 89 店舗の参加を得て、更に活動の裾野を広げているところである。
- この結果、本協定には平成 23 年 11 月 10 日現在で、47 事業者 939 店舗が参加している。
- なお、参加事業者の削減目標と取組手法は以下の通りである。

業種別削減目標と取組手法

業種	削減目標	取組手法
食品スーパー ドラッグストア クリーニング店	マイバッグ等持参率 80%以上	事業者が以下から選択 ・レジ袋無料配布中止 ・マイバッグ持参者へのポイント付与 ・ポスターの掲示や店内放送等による啓発 ・レジ袋軽量化 ・簡易包装や適切なサイズのレジ袋利用 等
コンビニエンスストア	事業者が以下から選択 (1)1店舗あたりのレジ袋使用総重量削減率(H12比)35%以上 (2)レジ袋削減率(H22比)10%以上 (3)レジ袋削減率(H18比)20%以上 (4)マイバッグ等持参率 30%以上	
百貨店	レジ袋削減率(H18比) 30%以上	
書店	マイバッグ等持参率 30%以上	
家電量販店	レジ袋削減率 10%以上	
ホームセンター	レジ袋削減率 10%以上	
商店街	レジ袋を使用する意思を消費者に確認する 等	

- ただし、業種ごとに一律の基準を設けるのではなく、事業者の事情に応じて柔軟な目標設定を認めることで、参加者の裾野を広げる配慮も行っている。
- 例えば、コンビニエンス業界については、平成 20 年度より順次全国展開のチェーン店が三者協定に参加しているが、それぞれの目標値はフランチャイズチェーン独自の目標に準じての参加であり、上乘せ目標は設定していない。
- また、三者の役割分担は以下の通りである。

三者の主な役割

主体	役割
事業者	・ 上表に掲げられた取り組みを進める
社団法人いしかわ環境 パートナーシップ県民会議	・ 県、市町及び消費者・市民団体と連携して、マイバッグ等の持参・レジ袋削減を推進
石川県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議、市町及び消費者・市民団体と連携してマイバッグ等の持参・レジ袋削減を推進 ・ ホームページや環境フェアで協定締結事業者を PR ・ 協定参加店舗であることを消費者に周知するためのステッカーを発行

- ・ この三者協定は、県下全域で進めており、その推進にあたっては、県、パートナーシップ会議、事業者に県下市町村を加えた構成で、レジ袋削減方策検討会議を開催し、関係者間で調整を取りつつ取組を進めてきた。ただし、最近開催頻度が減っていたこともあり、県内市町村で独自に三者協定を展開している地域などで、事業者が二重の報告義務を課されるなど負担増が発生するなどの問題も発生している。県としては、これらの事情や今後の新たな展開を検討するため、次年度に検討会を開催する予定である。

<三者協定以外の取組>

- ・ 三者協定以外では、国のマイバッグキャンペーン運動期間にあわせて、県内市町村へのキャンペーン促進活動への協力呼びかけを行っている。
- ・ また、県ではリユース食器の利用促進にも力を入れており、県やパートナーシップ主催のイベント等では、リユース食器を活用するようにしている。
- ・ 更に、パートナーシップでは、平成 13 年より 1 台で約 1,000 人分の食器を洗浄できる移動洗浄車「ピカピカ号」を導入し、無料貸出を実施している。この移動洗浄車は貸出依頼が多く、好評を得ている。

2. レジ袋削減対策の評価

- ・ 県としては、これまで三者協定の締結促進を軸に積極的なレジ袋削減を展開し、協定参加事業者を着実に増加させると共に、レジ袋有料化の動きを浸透させることが出来たことから、一定の成功が得られたと感じている。
- ・ しかし、直近では、県境を越える事業者の方針転換に伴う足並みの乱れや、活動実績の報告義務の負担感などから、協定からの脱退や協定参加継続の意義に対する疑問も呈されるようになっており、新たな課題も見え始めている。
- ・ 県境を越える事業者の方針転換については、県外に本社を有する大手ドラッグストアが、レジ袋の有料化を取り止めたことから、有料化を続ける地元同業者が顧客の流出を警戒し、有料化を取り止め、別の削減手段に切り替える傾向が見られる。これらの事業者に

は、何らかの活動継続インセンティブを与える必要を感じているところである。

3. 今後の取組の方向性

- ・ 県では、有料化等の積極的なレジ袋削減の取り組む事業者が活動インセンティブを継続できるよう、新たに表彰制度を設けて表彰することで、それらの事業者が積極的な活動によるメリットを受けられるよう制度構築を検討しているところである。
- ・ また、表彰制度構築にあたって、県内関係者によるレジ袋削減方策検討会議を開催し、レジ袋削減にかかる方針の確認と、意見調整も併せて進めたいと考えている。

4. 国への意見・要望

- ・ 国には、有料化等の取組事業者がメリットを受けられるような制度や、取組インセンティブを付与するような制度の構築をお願いしたい。
- ・ 取組事業者がメリットを受けられるような制度については、国による表彰制度の構築を望む。現在でも、毎年、国に対して優良事例の報告を行っているが、その後の展開が見えない面がある。そういった優良事例の中から、更に優良事例を選定して表彰するなどの取組を期待したい。
- ・ また、取組インセンティブの付与については、容リ法の改正を機に、省エネ法のような算定・報告義務を課す制度を組み入れ、事業者の改善を促す仕組み作りを期待したい。